熊本県過疎地域持続的発展計画

令和3年度~令和7年度

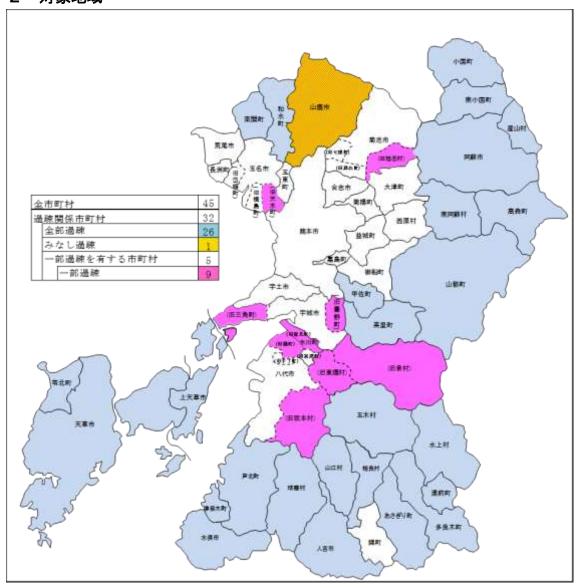
令和4年(2022年)2月 (令和4年(2022年)12月改訂) (令和5年(2023年)3月改訂) (令和6年(2024年)1月改訂)

はじめに

1 計画の趣旨

熊本県過疎地域持続的発展計画(以下「本計画」という。)は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「過疎法」という。)(令和3年法律第19号)第9条及び熊本県過疎地域持続的発展方針(以下「県方針」という。)に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする事業について策定する。

2 対象地域



目 次

1	į	基本的な事	項		•••••			1
(1))持続的発	経展のた	とめの基本方針	計			
(2))持続的発	経展のた	こめの重点事項	頁			
(3))目標						
(4))計画期間	1					
(5))評価						
2	;	移住定住、	地域間	間交流の促進、	人材育成			4
3	j	産業の振興	Į					7
4	•	情報化の推	進 …					17
5	į	交通施設σ	整備及	ひ交通手段(の確保等			18
6	:	生活環境σ	整備					30
7	•	子育て環境	気の確保	R、高齢者等(の保健・福	祉の向上及び	び増進	33
8	l	医療の確係	₹					37
9	į	教育の振興	Į					39
1	0	集落の螯	と備等					40
1	1	地域文化	この振り	製等				41
1	2	再生可能	ヒエネル	レギーの利用の	の推進 …			42

1 基本的な事項

本県では、過疎地域の持続的発展のための対策の大綱として、また、市町村が 過疎地域持続的発展市町村計画を定める際の策定指針として、県方針を令和3 年(2021年)8月に策定した。

この県方針は、令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年) 3月31日までの5年間を対象期間とするものであり、以下の基本的な方向により、過疎地域の持続的発展に取り組んでいくこととしている。

(1) 持続的発展のための基本方針

本県では、令和3年(2021年)3月に「第2期熊本県まち・ひと・しごと 創生総合戦略~新しいくまもと創造に向けて~」(以下、「まち・ひと・しごと総 合戦略」)を策定し、「誰一人取り残さない」持続可能な「新しいくまもと」の創 造に取り組むこととした。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するだけでなく、県民全体の安全・安心な生活を支える重要な多面的・公益的機能を有しており、近年においては、 過疎地域への移住者の増加や、情報通信技術を利用した働き方への取組みといった、過疎地域の課題解決に資する新たな動きがある。

そのような社会の変容を好機と捉え、それらの動きを加速させるとともに、過疎地域の振興においても、「まち・ひと・しごと総合戦略」と同様、持続可能な地域づくりに取り組み、過疎地域がくらしの場として選ばれるような対策を講じていく必要がある。

そのため、過疎地域の子供や高齢者、障がい者など、誰もが安心して住み続けたいと思う熊本の実現を目指し、出会いから結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現するための環境づくりや、人口移動による社会減を抑制する取組みなどを行うとともに、引き続き、道路整備や生活環境の整備、医療・福祉、教育サービスなど地域における一定の生活基盤・水準の確保に取り組む。

また、人口減少、少子高齢化が進行している過疎地域においては、地域活動を担う人材の確保が必要であるため、人材確保に向けた取組みを進めるとともに、過疎地域に暮らす住民が誇りと自信、愛着を持てるよう、過疎地域の持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域力の更なる向上に取り組む。

さらに、熊本地震や令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けた過疎地域においては、災害による人口流出を最小限に抑えるため、復旧・復興を早急に進めていくことが重要であり、住まいの再建や「なりわい」の創出等を促進し、新たなまちづくりや集落の維持、再生に向けた取組みを進める。

(2) 持続的発展のための重点事項

上記基本方針を踏まえ、以下の視点を持って過疎地域の持続的発展に向けた 振興策を展開する。

① 人材の確保、育成

地域活動を担う人材育成や市町村間の広域連携、県からの補完等による人材確保を図る。

- 地方への関心の高まりを好機と捉え、交流人口や関係人口の拡大を図り、過 疎地域への人の流れが加速化するような効果的な移住定住施策を展開する。
- 地域づくりに主体的に取り組む団体への支援や、過疎地域のニーズに応じた専門人材の派遣等により、持続可能な地域づくりに必要な人材の育成を行う。
- 過疎地域のみで解決が困難なものについて、周辺市町村間の広域連携や民間活力の活用、県による補完など多様な選択肢の中から、過疎地域の実情に応じた持続可能な行政システムの構築に取り組む。

② 持続可能な地域経済活動の実現

地方への関心という世の中の流れを捉え、地域資源を活かし、持続可能な地域 社会の形成及び地域力の更なる向上を図る。

- 過疎地域固有の地域資源を活用した産業の創出や企業誘致、観光商品の開発等を促進し、雇用の確保を図る。
- ICT、AI等の革新的な技術を最大限活用し、過疎地域の地域課題の解決や地域魅力向上を図る。

③ 安全・安心なくらしの確保

誰もが安心して住み続けたいと思う生活環境を確保するため、社会基盤等の整備を図る。

- 道路等の社会基盤の整備を推進する。
- 公共交通機関の維持及び確保に取り組む。
- 少子・高齢化が更に進むことを考慮し、医療・福祉、教育等の充実を図る。
- 災害に強いまちづくりを推進する。

この県方針を踏まえ、県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画として、本計画を策定する。

(3)目標

基準値	目標値
「令和2年(2020年)の人口」	「令和7年(2025年)の人口」
1,738千人	1,691千人

- ※ 基準値「令和2年(2020年)の人口」は、総務省統計局の令和2年「国勢調査」 の人口の確定値。
- ※ 目標値「令和7年(2025年)の人口」は、「熊本県人口ビジョン」において、目指すべき将来の方向に沿った施策を展開することで、新しい人の流れを創造し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望が実現されると仮定した場合の将来人口の試算数値を引用。

(4)計画期間

令和3年(2021年)4月1日~令和8年(2026年)3月31日 (令和3年度から令和7年度までの5年間)

(5) 評価

「熊本県過疎地域持続的発展方針」及び「熊本県過疎地域持続的発展計画」 に掲げる施策等については、庁内の各施策担当部署へ照会を行い、 以下のとおり評価を行う。

時期	手 法			
中間評価 「令和6年度」(令和3年度~令和5年度)	方針等に掲げる施策ごとに、「現状及び課題」、「今後の方向性」を把握し、中間評価の結果を、次期方針及び計画に反映する。			
最終評価 「令和8年度」 (令和3年度~令和7年度)	計画期間終了後、過疎計画に掲げる事業の最終実績(事業や金額等)及び目標に対する到達度を把握する。			

なお、計画に掲げる事業の実施にあたっては、地域の実情や課題の把握に努め、市町村に対して必要な支援を行う。また、市町村間の広域連携や民間活力の活用、県による補完など、県と市町村がお互いの強みを理解し、相互に役割を補い合っていけるよう、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。

2 移住定住、地域間交流の促進、人材育成

移住定住の促進、地域間交流の促進、人材の確保及び育成の推進施策として、次の事業を実施する。

- ●…県において実施するもの。
- ○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援 を行うもの。
- (1) 移住定住の促進

事 業 名	事 業 内 容
●移住定住促進事業	東京、大阪、熊本への移住相談窓口の設置や 移住相談会の開催、デジタル技術を活用した情報発信、移住支援金の補助等により、過疎地域 への移住定住の取組みを総合的に支援。
○移住支援事業	首都圏からの移住者を対象に「移住支援金」 を助成する市町村に対する補助。 (国 1/2、県 1/4、市町村 1/4)
○熊本県移住定住促進 すまい支援補助金	空き家の利活用促進など、地域の実情に応じた移住定住促進のための市町村の取組みに対する支援。 (県 1/2、市町村 1/2)
●○関係人口創出拡大事業	熊本に縁や関心を持ち、応援してもらえる 方々を増やし、将来の移住へ向けた裾野を広げ るため、関係人口の会員制度により、情報発信 や相互交流等の活動を実施。併せて、関係人口 の創出拡大に取り組む市町村に補助金を交付。 (県 1/2、市町村 1/2)

(2) 地域間交流の促進、人材の確保及び育成

(2) 地域間交流の促進、人材の確保及び育成				
事 業 名	事 業 内 容			
●むらづくり・ひとづくり 事業	むらづくり活動を行う者に対し、むらづくり の視点・手法等を学ぶ講座研修を実施し、必要 なスキル習得を図る。			
●都市農村交流対策事業	都市住民や消費者等を対象に、農山漁村の地域資源を活用した農業と他分野との連携による交流促進に向けた取組みを補助。 (県 1/2 以内)			
○がまだす里モン支援事業	住民主体で行う地域活動の取組みを支援する市町村への補助。 (県 1/2 以内)			
●未来につなぐふるさと 応援事業	中山間地域等における農地・土地改良施設が 有する多面的機能を良好に発揮するため、地域 住民が行う共同活動等への補助(定額)や県民 意識醸成等を実施。			
●スーパー中山間地域創生 事業	農林水産業の柱を持ち、若者の受入れや新たな経済循環等の取組みによって、活力あふれる持続可能な中山間地域を創生するため、地域が定めた「地域戦略」に掲げる取組みに支援。 (県 2/3 以内)			
●○地域づくりチャレンジ 推進事業	地方創生に向けた市町村や地域団体等による自主的な地域づくりの取組みや複数市町村等が市町村域や県境を越えて連携して行う取組みを総合的に支援。 (県 1/2~3/4)			

事 業 名

●特定地域づくり事業協同 組合制度支援事業(熊本県 過疎地域等政策支援員配 置)

事業内容

特定地域づくり事業協同組合制度の活用を 促進するため、熊本県特定地域づくり事業協同 組合制度支援員(熊本県過疎地域等政策支援 員)を配置し、制度の周知・啓発を行うととも に、制度の活用を希望する事業者等への個別説 明や認定手続の支援、更には認定後のフォロー アップを実施。

3 産業の振興

過疎地域の基幹産業である農林水産業の振興をはじめ、商業の振興や地場産業の振興、起業の促進、観光の振興等を図るため、次の事業を実施する。

- ●…県において実施するもの。
- ○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援 を行うもの。
- 1. 農林水産業の振興
- (1)農業の振興

事 業 名	事 業 内 容
●地域未来モデル事業	「地域未来投資促進法」に基づき、県内の農
(農林水産分野)	林水産物を活用した高い先駆性や経済効果が
	見込まれる加工品製造などの取組みに必要な
	設備投資の支援。
● 6 次産業化総合支援強化	6 次産業化の支援体制の強化、農林水産加工
事業	品のブランディングや全国に向けた高度な品
	質管理の施設整備等の支援。
○強い農業づくり支援事業	農業生産の向上及び産地競争力の強化を図
(中山間地域の優先枠あり)	る施設等の整備に対し、交付金を交付。
	(国 1/2 以内)
 ○産地パワーアップ事業	 収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む
(中山間地域の優先枠あり)	産地の生産体制強化に向けた施設整備等に対
	し、交付金を交付。
	(国 1/2 以内)
	(<u> </u>
○くまもと土地利用型農業	中山間地域での機械の共同利用や組織化に
競争力強化支援事業	必要な施設機械設備に対する補助。
(中山間地域等組織化支援)	(県 1/2 以内)

	事	棄	名	
対園 は	也型	新規	参入	Ę,
HI 1# /2	<- 1 + 1	∞ +->	Щ	

事業内容

○楫 受入体 制構築支援事業

受け手のいない樹園地を新規参入者等に引 き継ぐまで一時的に管理する中間管理組織作 りに対する補助。

(県 1/3 以内)

○農地集積加速化事業

市町村に対する人・農地プランの策定支援や 農地中間管理機構に対して農地を貸し付けた 地域等への協力金の交付。

(国 定額・県 1/2 以内)

○農地利用効率化等支援交 付金事業

担い手の経営発展に必要な農業用機械・施設 の導入に対する助成。

(国 3/10 等)

○農業次世代人材投資事業

就農前の研修期間及び経営が不安定な就農 直後の所得を確保するための新規就農者等に 対する資金の交付。

(国 定額)

○新規就農者育成総合対策 事業

就農時の生産体制の確立に必要な機械・施設 等の導入及び新規就農者へのサポート体制整 備を支援。

(機械・施設等の導入 国 1/2、県 1/4) (サポート体制整備 国 1/2)

●県営かんがい排水事業

第二多良木地区(多良木町)等を受益地とし た、水管理の省力化、農業水利施設の長寿命化 や安全性の向上により、担い手への農地集積を 加速化するための農業用用排水施設の新設及 び更新の実施。

実施地区:第二多良木地区、第二一の宮地区、 分田地区、荒木浜地区、鮎之瀬地区、 百太郎溝地区、旭志中央地区、尾田川 地区、呑崎地区、糸田堰地区、津口・ 芝口一期地区、教良木地区、小島地区

事 業 名	事 業 内 容
●県営畑地帯総合整備事業	大口西部地区(宇城市)等を受益地とした、 生産性の合理化及び担い手の経営の安定化等 を図るための生産基盤整備の実施。 実施地区:大口西部地区、日明・今地区、白浜地 区
●県営経営体育成基盤整備 事業	湯貫新田地区(天草市)等を受益地とした、 区画整理、暗渠排水及び客土等の実施。また、 老朽化した用排水路や農道の生産基盤の整備 と経営体の育成。 実施地区:湯貫新田地区、津留地区、上津浦地区、 栖本中央地区、野崎地区、両出地区、 貝洲地区、第四阿蘇地区、第五阿蘇地 区、両併西部地区
●県営中山間地域総合整備事業	美里地区(美里町)等、地形条件等の不利な中山間地域において、将来的な農村集落の活性化を目的とした農業生産基盤や農村生活環境の整備。 実施地区:美里地区、和水東部地区、芦水地区、天草中央中地区、天草中央南地区、天草中央南地区、天草中央南地区、天草中央市地区、东京の島地区、矢部中部地区、上長田地区、水俣地区、d国見地区、乙ヶ瀬地区、第二上益城中央地区、岩野地区、藤井・日置地区、立野地区、黒川地区

○熊本県農業農村整備推進 交付金 農地や農業水利施設など農業生産基盤の整備を推進するため、市町村等が実施する農業農村整備事業等に対する支援。

事 業 名	事 業 内 容
●中山間農業モデル地区強	地域住民による農業ビジョンに基づく高単
化事業	価作物の導入・生産や、基盤整備等の取組みへ
	の補助(定額)及びモデル地区の取組成果の他
	地域への展示波及。
○多面的機能支払事業	農業・農村が持つ多面的機能を支える共同活
	動や地域資源の質的向上を図る共同活動を補
	助。
	(国 1/2、県 1/4、市町村 1/4)
○中山間地域等直接支払	農業生産条件の不利な中山間地域等におけ
事業	る農業生産の維持活動を補助。
	(国 1/2、県 1/4、市町村 1/4)
●鳥獣被害防止対策・ジビエ	「えづけSTOP!対策」を基本とした地域
利活用加速化事業	ぐるみの鳥獣被害対策の理解促進や対策の普
	及(定額)と市町村等が取り組む総合的な鳥獣
	被害防止活動を支援。
	(国 1/2(条件不利地 55/100)以内等)

(2) 林業の振興

(2) 杯業の振興			
事 業 名	事 業 内 容		
○森林整備地域活動支援 交付金事業	森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林経営計画作成や森林施業集約化促進等に必要な働きかけ等の地域活動を支援するため、対象行為を行う森林所有者等に対し、市町村が補助する経費に対し助成。 (国 1/2、県 1/4)		
○森林環境保全整備事業	森林の有する公益的機能の高度発揮と持続的、安定的な林業生産の基盤としての健全な森林資源の整備を図るため、再造林、鳥獣害防止施設、下刈り、間伐、森林作業道等の整備に対し助成。 (国 3/10~5/10、県 1/10~2/10)		
○間伐等森林整備促進対策 事業	森林資源の質的充実と公益的機能の維持増進のための間伐等を推進し、併せて木材の安定供給体制を確立して地域材の競争力を強化するため、伐倒、搬出、森林作業道等の整備に対し助成。 (国 定額)		
●くまもと林業大学校人財 づくり事業	新規就業希望者を対象とした長期研修や林 業関係高校生への体験学習会等の実施及び、現 在雇用されている林業従事者の技術研修実施 等の支援。		

事 業 名	事 業 内 容
○林業・木材産業振興施設等 整備事業 (林業・木材産業成長産業化 促進対策交付金)	木材の安定供給を図るほか、木材製品の安定的・効率的な供給に川上と連携して取り組む木材加工流通施設の整備等を通じ、森林資源の高度利用と生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るとともに、林業の持続的か
	つ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材 利用の推進を図るための取り組みについて 支援。 (国 1/3~1/2)
○特用林産物施設化推進事業	特用林産物(しいたけ、たけのこ、竹材、木竹炭等)の生産振興を図るため、高品質化、低コスト化等を目指した生産・加工施設の整備等への取り組みについて支援。 (県 3/10 以内)
○竹たけのこ生産支援事業	竹産業の振興を図るため、竹林整備計画作成及び整備、作業道整備、伐竹機械導入(リース・レンタルに限る)、安全省力化のための装備・機械の購入、生産技術向上のための講習会など、地域竹林の集約化及び整備に取り組む活動について支援。 (県 1/2 以内、定額)

(3) 水産業の振興

事業名	事業内容
○水産基盤整備交付金	水産業共同利用施設等の整備や拡充等を 行う漁業団体等を支援。(県 1/3 以内、定額)
○稼げる水産業づくり推進事	水産物の流通・販売拡大の取組みを行う漁
業	業団体を支援。(県 1/2 以内)
○未来の漁村を支える	次代の担い手確保に関する取組みを行う
人づくり事業	市町等を支援。(県 1/2 以内)

事 業 名	事 業 内 容
○漁民の森づくり事業	森林整備作業や海岸清掃等の取組みを行う
	漁業団体等を支援。(県 270 万円が上限)
●水産基盤整備事業	水産物の流通の拠点となる漁港において、水
①水産流通基盤整備事業	産物の品質・衛生管理の向上及び陸揚げ・集出
	荷機能の強化等に資する漁港の整備。
	実施地区: 牛深漁港
	JOHN TO THE PROPERTY OF THE PR
②水産生産基盤整備事業	 水産物の安定供給に資する漁港施設の整備。
	実施地区:御所浦漁港
	天旭地区,岬川佃瓜松
③水産物供給基盤機能	 施設管理の計画的な取組みにより、コスト縮
保全事業	
	減と平準化を図りながら、既存施設の機能を保
	全。
	実施地区: 牛深漁港、御所浦漁港、二江漁港、
	大江漁港、大多尾漁港、佐伊津漁港、
	宮田漁港、下桶川漁港、樋合漁港、
	鳩之釜漁港、合串漁港、丸島漁港
 ④水産環境整備事業	カロルマエッロ/ヒュロッよい - ウザルギロッ
(型水))/ (型水)/ (型水/ (型水)/ (型水/ (型水)/ (型水)/ (型水)/ (型水)/ (型水)/ (型水/ (型水)/ (型水)/ (型水)/ (型水/ (型水)/ (型水)/ (型水)/ (型水/ (型水)/ (型水)/ (型水/ (型水)/ (型水)/ (型水)/ (型水/ (型水)/ (型水/ (型水)/ (型水/ (型水)/ (型水)/ (型水/ (型水)/ (型水)/ (型水/ (型水/ (型水)/ (型水/ (型水/ (型水/ (型水/ (型水/ (型水/ (型水/ (型水	漁場生産力の回復を図るため、底質改善及び
	藻場の造成等の実施。
	実施箇所:熊本八代地区、熊本天草地区
(C) 海洲拉凯州	
⑤漁港施設機能強化事業	高潮・波浪対策として、防波堤や岸壁等の嵩
	上げ改良等漁港施設の機能強化に係る整備。
	実施箇所:樋合漁港
(A)	
⑥漁村再生交付金事業 	個性的で豊かな漁村の再生を支援するため、
	漁港施設、漁場及び生活環境施設の効率的な整
	備の推進。
	実施箇所:佐伊津漁港

事 業 名	事 業 内 容
○水産基盤整備事業	水産資源の増大及び水産物の生産機能の強化
①水産生産基盤整備事業	を図るため、生産基盤の整備並びに水域の環境保
	全対策を実施する市町に対する補助。
	(国 $1/2\sim 8/10$)
②水産物供給基盤機能	施設管理の計画的な取組みにより、コスト縮減し、正常により、コスト縮減し、正在特別の機能は個人力
保全事業	と平準化を図りながら、既存施設の機能を保全すして表明に対する特別
	る市町に対する補助。 (国 1/2~8/10)
	(国 1/2 · 6/10)
③漁港施設機能強化事業	 高潮・波浪対策として、防波堤や岸壁等の嵩上
	げ改良等漁港施設の機能強化に係る整備する市
	町に対する補助。(国 1/2~8/10)
④漁村再生交付金事業	漁港施設、漁場及び生活環境施設の効率的整備
	を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援する
	市町に対する補助。(国 1/2~6/10)
O # 1 24 1 1 1 1 1 2 # 4 # 4 4 1 1 A	
○農山漁村地域整備交付金	
事業 海岸保全施設整備事業	 津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護
一	「年仮、尚例、仮依寺による被告がり毎月を防護 するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の
	適正利用を推進する市町に対する補助。
	$(\boxtimes 1/2 \sim 11/20)$
	, , -,,, -, -, -, -, -, -, -, -,

2. 商工業の振興

(1) 商業の振興

事 業 名	事 業 内 容
●商店街活性化支援事業	人口減少や高齢化に対応した持続可能な商店
	街をつくるため、商店街における利便性の向上
	に寄与する施設の建設や取得、来街者が安心し
	て買い物ができるための防災・防犯への対応な
	ど、商店街の機能強化に係る環境整備事業等を
	支援。

(2) 地場産業の振興

(2) 地場産業の振興	
事業名	事 業 内 容
●産業成長ビジョン推進 事業	本県産業政策の新たな指針である「熊本県産業成長ビジョン」に基づき、本県の製造業及びIT関連産業の成長に資するため、ビジョンで掲げる重点的な取組みの具体的な施策を企画、実行すると共に、ビジョンの進捗評価等を実施。
●地場企業立地促進費補助	県内に製造業等の事業所を新設又は増設する ものに、投資、雇用等に対する補助を実施。 過疎地域においては、雇用に対する補助額を 1.5倍に嵩上げ。
●リーディング企業創出 事業	高い付加価値額の創出又は、労働生産性の大幅な向上を達成し、リーディング企業となることを目指し成長に向けた計画を有している中小企業をリーディング育成企業として認定し、総合的・継続的な支援を実施。
●くまもとオープン イノベーション推進事業	県内外にネットワークを有し、技術の動向や 有望性を理解する人材をコーディネーター及び アドバイザーとして配置することで、連携体の 構築や事業化プランの策定等を支援し、デジタ ル化等による新事業の創出などオープンイノベ ーションを強力に推進。
●くまもとクロス支援事業	県内の中小企業がその他の企業、大学等と連携し、革新的な製品・技術の開発を目指して取り組む研究開発等を支援し、より高度な技術開発に発展させることで、県内のオープンイノベーションを強力に推進。
●熊本空港周辺地域に おける産業振興創出事業	熊本の強みである医療、介護、健康、食、ビューティ、スマート農業などのライフサイエンス分野を中心に、空港周辺地域を拠点として「知の集積」を図り、新産業の創出を目指す「UXプロジェクト」を推進。

(3) 企業の誘致対策

事 業 名	事 業 内 容
●企業立地促進費補助事業	県内に製造業等の事業所を新設又は増設する ものに、投資、雇用等に対する補助を実施。 過疎地域においては、雇用に対する補助額を 1.5倍に嵩上げ。
●産業支援サービス業等 集積促進費補助事業	県内に産業支援サービス業等に係る事業所を 開設する者に、投資、雇用等に対する補助を実 施。 過疎地域においては、雇用に対する補助額を 1.5倍に嵩上げ。

(4) 起業の促進

事 業 名	事 業 内 容
●熊本イノベーション スクール事業	社内イノベータ育成プログラムの実施により、新たな地域経済牽引事業の創出及び県経済 の中核を担う人材の人的ネットワーク構築を促 進。
●創業・新分野進出推進 事業	県内大学との共催によるビジネスプランコン テストの開催、創業初期の事業者に対する商品 開発等への補助、九州・山口各県の共催によるベ ンチャーコンテスト等を実施。
●次世代ベンチャー創出支 援事業	産学官金で構成するコンソーシアムにより、 シーズの発掘から創業、その後の成長に向け、フェーズに応じた伴走支援を実施。
●インキュベーション 施設運営管理事業	起業家育成施設「夢挑戦プラザ21」及び「くまもと大学連携インキュベータ」において、入居企業等の研究開発や事業展開を支援する人材を配置。

3. 観光の振興

事 業 名	事 業 内 容
●新たな観光スタイルの 実現	交流、関係人口の拡大に向けて、ワーケーションをトリガーとした取組みを展開し、熊本への人の流れを創出。
●被災地の観光復興支援	熊本地震及び令和2年7月豪雨の被災地において、地域ゆかりのマンガ・アニメやアクティビティの活用及び観光DXの取組み等により、満足度の高い観光地域づくりを推進。

4. 港湾の整備

事 業 名	事 業 内 容
●重要港湾改修事業	三角西港の緑地整備等。
●港湾補修事業	港湾施設等の老朽化対策、利用効率の低下した施設の改良・補修等。

4 情報化の推進

地域における情報化の推進施策として、次の事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

- ●…県において実施するもの。
- ○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援 を行うもの。

事 業 名	事 業 内 容
○携帯電話等エリア整備	圏外エリア解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助。
事業	国 1/2 (1社参画の場合)
(基地局施設整備事業)	国 2/3 (複数社参画の場合)

5 交通施設の整備及び交通手段の確保等

(1) 基幹的な市町村道等の整備

過疎法第16条の規定に基づき、市町村が管理する基幹的な道路等(過疎地域 とその他の地域を連絡するものを含む。)を、県が市町村に代わって整備する。

事 業 名	事	業内	容		市町村名
市町村道	(1)新設・改良	3 路線	2, 360 m	1	
	鍋ケ滝線	鍋ケ滝線 幅員 7.0m 1,160m		小国町	
	梅戸・明神町絲	₹ 幅員 1	0.75m	1,000m	水俣市
	汐見町1号線	幅員 1	0.75m	200m	水俣市
1.1. \\	(4) #r=n.	0.7. 400			
林道	(1)新設 8路線	37, 4221	n		
森林基幹道	岡大槻線	幅員	4.0m	100m	球磨村
	湯山峠小崎線	幅員	4.0m	5,800m	水上村
	川島大岩線	幅員	4.0m	8,070m	球磨村
	池ノ原走水線	幅員	4.0m	8,000m	八代市(旧東陽村、旧
					坂本村の区域)
	槻木北線	幅員	4.0m	1,446m	多良木町
	瀬目下谷線	幅員	4.0m	5,026m	五木村
	二本杉葉木線	幅員	4.0m	6,500m	八代市 (旧泉村の区域)
	山江球磨線	幅員	4.0m	2,480m	山江村、球磨村
森林管理道	(1)新設 3路線	12, 621 r	n		
	洞岳線	幅員	4.0m	5,341m	美里町
	松生屋敷野線	幅員	4.0m	4, 100m	芦北町
	四浦西線	幅員	4.0m	3,180m	相良村

事 業 名	事業内容
○森林・林業・木材産業	森林・林業・木材産業の基盤整備を推進するため、林
基盤整備交付金	道事業等を実施する市町村を支援する。
	国庫補助の対象となる林道事業又は国庫補助の対象
	とならない小規模な林道事業等 (特認事業) を行う市町
	村に対して、以下の交付率により交付金を交付する。
	① 林道開設事業 (14/100 以内)
	② 林道改良事業 (9/100 以内)
	③ 林道舗装事業 (9/100 以内)
	④ 特認事業 (1/2 以内)

(2) 国道・県道等の整備

日常生活拠点間及び圏域間の連絡の強化、地域連携軸の基礎となる交通体系を整備するため、次のとおり道路を整備する。

を登開するため、	、次のとおり直路を整備する。			
事 業 名	事 業 内 容	市町村名		
国 道	(1) 改良 19路線 30,090m			
(知事管理分)				
	国道 324 号 幅員 10.5m、延長 1,300m	天草市		
	(本渡道路)			
	国道 266 号 幅員 12.0m、延長 3,400m	上天草市		
	(大矢野道路)			
	国道 445 号 幅員 7.0m、延長 2,000m	美里町		
	(早楠 2 拡幅)			
	国道 445 号 幅員 7.0m、延長 1,800m	美里町		
	(早楠 3 拡幅)			
	国道 445 号 幅員 7.0m、延長 1,000m	美里町		
	(早楠4拡幅)			
	国道 445 号 幅員 7.0m、延長 780m	八代市		
	(椎原バイパス)	(旧泉村の区域)		
	国道 445 号 幅員 7.0m、延長 730m	八代市		
	(椎原 2 バイパス)	(旧泉村の区域)		
	国道 445 号 幅員 7.0m、延長 1,500m	八代市		
	(五家荘 2-1 拡幅)	(旧泉村の区域)		
	国道 445 号 幅員 7.0m、延長 1,000m	八代市		
	(五家荘 2-2 拡幅)	(旧泉村の区域)		
	国道 388 号 幅員 7.0m、延長 2,800m	水上村		
	(湯山峠拡幅)			
	国道 445 号 幅員 7.0m、延長 600m	五木村		
	(宮園拡幅)			
	国道 445 号 幅員 7.0m、延長 1,400m	五木村		
	(九折瀬バイパス)			
	国道 389 号 幅員 10.0m、延長 3,500m	天草市		
	(下田南バイパス)			
	国道 266 号 幅員 9.75m、延長 2,100m	上天草市・天草市		
	(望薩峠2拡幅)	-++- II. m		
	国道 389 号 幅員 7.5m、延長 680m	苓北町		
	(都呂々拡幅)			

事 業 名	事 業 内 容	市町村名
(国道続き)	国道 325 号 幅員 23.25m、延長 3,100m (鹿本 2 工区)	山鹿市
	国道 325 号 幅員 9.5m、延長 1,000m (阿蘇大橋工区)	南阿蘇村
	国道 445 号 幅員 7.5m、延長 500m (四浦東工区)	相良村
	国道 445 号 幅員 8.0m、延長 900m (下青井工区)	人吉市
	(2) 橋梁補修事業 10 路線 国道 218 号外	山都町外 9 市町村
	(3) トンネル補修 13 路線 国道 212 号外	八代市外 12 市町村
	(4) 災害防除事業 11 路線 国道 219 号外	八代市外 8 市町村
	(5) 舗装補修事業 13 路線 国道 212 号外	八代市外 26 市町村
	(6) 道路施設修繕費 13 路線 国道 212 号外	八代市外 26 市町村
県 道	(1) 改良 129 路線 99,360m 三本松甲佐線 幅員 7.0m、延長 800m (畝野工区)	美里町
	三本松甲佐線 幅員 5.0m、延長 690m (甲佐平工区)	美里町
	三本松甲佐線 幅員 5.0m、延長 340m (中村工区)	美里町
	囲砥用線 幅員 5.0m、延長 480m (川越工区)	美里町
	郡浦網田線 幅員 7.0m、延長 650m (三角町工区)	宇城市 (旧三角町の区域)
	清和砥用線 幅員 7.0m、延長 450m (石野工区)	美里町

事 業 名	事	業内容	<u> </u>	市町村名
(県道続き)	稲生野甲佐線	幅員 7.0m、	延長 1,000m	山都町
	(北中島 IC-C2	2工区)		
	柿原入佐線	幅員 9.25m	、延長 1,350m	山都町
	(下名連石工区			
	河内矢部線	幅員 5.0m、	延長 480m	山都町
	(橘工区)	恒星この	な 見 700	, [,] ∀[7 ∏— <u>↑</u>
	河内矢部線 (橘2工区)	幅員 5.0m、	延长 182m	山都町
	河内矢部線	梔 昌70m	延長 1,050m	山都町
	(麻山工区)	『田只 1. 0III、	建 及 1,000 m	hri.된b.c.1
	河内矢部線	幅員 7.0m、	延長 1,020m	山都町
	(清和工区)			
	小峰川内線	幅員 5.0m、	延長 620m	山都町
	(川野工区)			
	矢部阿蘇公園線	幅員 7.0m、	延長 1,116m	山都町
	(御所工区)		77 E 500	. I WIT ITI
	仏原高森線 (仏原工区)	幅員 5.0m、	延長 700m	山都町
	福生野甲佐線	幅員 5.0m、	延長 200m	山都町
	(島木工区)	r曲只 0. 0 m 、	進及 200 III	hri.된b.c.1
	清和砥用線	幅員 5.0m、	延長 660m	山都町
	(目丸工区)			
	横野矢部線	幅員 5.0m、	延長 420m	山都町
	(葛原工区)			
	横野矢部線	幅員 5.0m、	延長 200m	山都町
	(市原工区)		77 F F 10	. I WIT ITI
	河内矢部線	幅員 5.0m、	延長 540m	山都町
	(郷野原工区) 玉名立花線	幅員 9.5m、	延長 510m	和水町
	(菰田橋工区)	個貝 3. 0III、	延及 310111	4.07 1 Cm1
	和仁菊水線	幅員 7.0m、	延長 400m	和水町
	(野田工区)	•		
	大牟田南関線	幅員 7.0m、	延長 350m	南関町
	(久重工区)			

事業名		事業内容	市町村名
(県道続き)	和仁山鹿線	幅員 9.5m、延長 750m	和水町
	(東吉地工区)		
	玉名立花線	幅員 9.75m、延長 1,000m	和水町
	(長小田工区)		
	竈門菰田山鹿線	幅員 7.5m、延長 1,000m	和水町
	(江栗工区)		_
	大牟田植木線	幅員 7.0m、延長 100m	南関町
	(宮尾工区)		
	玉名八女線	幅員 7.0m、延長 500m	和水町
	(中和仁工区)		T. I. Hara
	玉名立花線	幅員 10.0m、延長 1,900m	和水町
	(長小田工区)	毎号 C 0	エカ士
	熊本玉名線 (小天工区)	幅員 6.0m、延長 150m	玉名市
	部田見木葉線	幅員 6.0m、延長 290m	玉名市
	(斎藤工区)	福英 0. 0111、渔民 200111	77,71111
	田底鹿本線	幅員 11.0m、延長 1,000m	山鹿市
	(分田工区)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, ,
	津留鹿本線	幅員 7.0m、延長 600m	山鹿市
	(御宇田工区)		
	津留鹿本線	幅員 9.25m、延長 500m	山鹿市
	(久原工区)		
	山鹿植木線	幅員 7.5m、延長 950m	山鹿市
	(北谷工区)		
	和仁山鹿線	幅員 9.75m、延長 550m	山鹿市
	(平小城1工区)		
	和仁山鹿線	幅員 9.75m、延長 330m	山鹿市
	(平小城2工区)		.1. #= +-
	山鹿植木線	幅員 10.0m、延長 1,200m	山鹿市
	(岩原工区)	后日 5 0 cc	山庙士
	日田鹿本線 (矢谷工区)	幅員 5.0m、延長 1,500m	山鹿市
	植木山鹿線	幅員 7.0m、延長 900m	山鹿市
	(広工区)	T田只 1.0III、	141次111
	(/4 1 /4)		

事 業 名	事	業内容	市町村名
(県道続き)	和仁山鹿線 幅	爲 9.75m、延長 1,200m	山鹿市
	(城工区)		
	山鹿植木線 幅	爲 9.25m、延長 100m	山鹿市
	(合理工区)		
		≦員 7.5m、延長 650m	山鹿市
	(傘〆工区)		t prince_f_
	田底鹿本線	幅員 6.0m、延長 1,115m	山鹿市
	(分田工区) 山鹿植木線	恒月 6 0 m 延長 1 200 m	 山鹿市
	(岩原工区)	幅員 6.0m、延長 1,200m	四庭川
	菊池赤水線	幅員 7.5m、延長 650m	菊池市
	(旭志尾足工区)	福央 6 6 6 . 6 . 6 . 6 . 6 . 6 . 6	(旧旭志村の区域)
		盲員 9. 25m、延長 3, 000m	南阿蘇村
	(久石工区)		
	内牧坂梨線	幅員 7.0m、延長 900m	阿蘇市
	(山田工区)		(旧阿蘇町の区域)
	南小国波野線 (山鹿工区)	幅員 7.0m、延長 700m	産山村
	竹田五ヶ瀬線	幅員 7.0m、延長 700m	高森町
	(津留工区)		
	南小国上津江線	幅員 7.0m、延長 700m	南小国町
	(中原3工区)		Law and the first
	河陰阿蘇線 「 (黒川工区)	幅員 9. 25m、延長 1, 830m	南阿蘇村
	高森波野線	幅員 10.0m、延長 700m	阿蘇市
	(滝水工区)		(旧波野村の区域)
	草千里浜栃木線 (沢津野工区)	幅員 7.0m、延長 500m	南阿蘇村
	笹倉久住線	幅員 7.0m、延長 450m	 産山村
	(産山工区)	ш <u>д v ш, </u>	/
	南小国波野線	幅員 7.0m、延長 200m	産山村
	(田尻工区)		
	南小国波野線 (満願寺工区)	幅員 8.0m、延長 1,600m	南小国町

事 業 名	事	業 内 容	市町村名
(県道続き)	満願寺黒川線	幅員 7.0m、延長 1,200m	南小国町
	(満願寺工区)		
	北里宮原線	幅員 7.0m、延長 1,100m	小国町
	(北里工区)		
	河陰阿蘇線	幅員 7.0m、延長 800m	阿蘇市
	(跡ケ瀬工区)		(旧阿蘇町の区域)
	河陰阿蘇線	幅員 7.0m、延長 1,400m	南阿蘇村
	(河陽工区)		
	津留柳線	幅員 7.0m、延長 475m	高森町
	(野尻工区)		
	津留柳線	幅員 7.0m、延長 600m	高森町
	(柳谷工区)		
	河陰阿蘇線	幅員 5.5m、延長 140m	南阿蘇村
	(下野工区)		
	芦北坂本線	幅員 9.25m、延長 630m	八代市
	(百済木2工区)		(旧坂本村の区域)
	宮原五木線	幅員 7.0m、延長 300m	八代市
	(河俣工区)	JEP 7 0 77 F 1 010	(旧東陽村の区域)
	氷川八代線	幅員 7.0m、延長 1,218m	八代市
	(南工区)	恒星 7.0. 75 1.500	(旧東陽村の区域)
	小鶴原女木線	幅員 7.0m、延長 1,500m	八代市 (旧坂本村の区域)
	(下深水工区) 二見田浦線	幅員 7.0m、延長 520m	芦北町
	一元田佃城 (二見工区)	惟貝 1.0III、 進及 020III)— 1L#J
		幅員 7.0m、延長 930m	 津奈木町
	(福浦2工区)	個負 1.0m、 建及 300m	年永八四
	水俣田浦線	幅員 7.0m、延長 400m	津奈木町
	(福浦3工区)	THE TOTAL PROPERTY OF THE PROP	14-21/2/11/11
	芦北坂本線	幅員 7.0m、延長 400m	芦北町
	(立川工区)		, •
	芦北坂本線	幅員 7.0m、延長 1,200m	芦北町
	(横居木工区)	•	
	天月湯浦線	幅員 7.0m、延長 800m	水俣市
	(市野瀬工区)		

事 業 名	事	業 内 容	市町村名
(県道続き)	水俣田浦線	幅員 9.5m、延長 500m	水俣市
	(浜工区)		
	水俣田浦線	幅員 7.0m、延長 300m	津奈木町
	(平国工区)		
	芦北坂本線	幅員 7.0m、延長 400m	芦北町
	(宮浦3工区)		
	深川津奈木線	幅員 9.25m、延長 1,080m	津奈木町
	(染竹工区)		
	古石天月線 (告工区)	幅員 7.0m、延長 400m	芦北町
	芦北坂本線 (立川2工区)	幅員 7.0m、延長 500m	芦北町
	水俣港大黒町線(梅戸工区)	幅員 7.0m、延長 1,200m	水俣市
	天月湯浦線 (大野工区)	幅員 7.0m、延長 500m	芦北町
	球磨田浦線 (吉尾工区)	幅員 7.0m、延長 200m	芦北町
	越小場湯浦線(久木野工区)	幅員 7.0m、延長 400m	水俣市
	人吉水俣線 (古里工区)	幅員 7.0m、延長 638m	水俣市
	湯出大口線 (頭石工区)	幅員 7.0m、延長 823m	水俣市
	越小場湯浦線 (古石工区)	幅員 5.0m、延長 962m	芦北町
	湯出大口線 (手子田工区)	幅員 7.0m、延長 400m	水俣市
	錦湯前線 (久米工区)	幅員 5.0m、延長 1,100m	多良木町
	錦湯前線 (久米2工区)	幅員 11.0m、延長 1,200m	多良木町
	錦湯前線 (城泉寺工区)	幅員 9.5m、延長 200m	湯前町

事 業 名	事	業 内 容	市町村名
(県道続き)	梶屋多良木線	幅員 12.0m、延長 500m	多良木町
	(多良木工区)		
	人吉水上線		多良木町
	(黒肥地1工区)		夕白十町
	│ 人吉水上線 │ (黒肥地2工区	幅員 9.75m、延長 1,200m	多良木町
		/ 幅員 5.0m、延長 450m	山江村
	(尾崎工区)		1,7,1,1,1
	相良人吉線	幅員 5.0m、延長 500m	山江村
	(大川内工区)		
	五木湯前線	幅員 5.0m、延長 500m	水上村
	(水洗工区)		And I m.
		幅員 11.0m、延長 400m	多良木町
	(多良木2工区)	/ 幅員 5.0m、延長 500m	多良木町
	(槻木工区)	福央 0. 0m、 连尺 000m	多民人们
	.,,,	幅員 5.0m、延長 2,190m	五木村
	(小鶴工区)		
	遠原渡線	幅員 5.0m、延長 254m	球磨村
	(三ヶ浦工区)	₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	》用 2台 四十
	幸野染田線 (浜川工区)	幅員 5.0m、延長 990m	湯前町
		幅員 5.0m、延長 350m	 球磨村
	(中園工区)		14
	相良人吉線	幅員 5.0m、延長 500m	相良村
	(初神工区)		
	五木湯前線	幅員 7.0m、延長 460m	水上村
	(川内工区)	恒星 [0 77 頁 100	T-+++
	五木湯前線 (竹の川工区)	幅員 5.0m、延長 100m	五木村
		幅員 5.0m、延長 687m	水上村
	(江代工区)	-, /2, /3, /	. — 1 •
	小枝深水線	幅員 5.0m、延長 1,136m	あさぎり町
	(深田西工区)		

事 業 名	事	業内容	市町村名
(県道続き)	上漆田東間下線	幅員 7.0m、延長 550m	人吉市
	(赤池水無工区		
	本渡港線	幅員 15.0m、延長 430m	天草市
	(港町工区)		
	上 华深天草線	幅員 7.0m、延長 2,500m	天草市
	(二浦工区) 本渡牛深線	恒县 7 0 江阜 500	天草市
	(下平工区)	幅員 7.0m、延長 580m	入早川
	本渡牛深線	幅員 7.0m、延長 2,500m	天草市
	(中田工区)		
	有明倉岳線	幅員 7.0m、延長 760m	天草市
	(楠甫工区)		
	坂瀬川御領線	幅員 7.0m、延長 1,280m	苓北町
	(種草工区)		
	松島馬場線	幅員 9.25m、延長 720m	天草市
	(中野工区)坂瀬川御領線	幅員 9.75m、延長 240m	天草市
	(城河原工区)	個貝 9. 75III、 進改 240III	八早川
		幅員 7.0m、延長 140m	天草市
	(中津工区)		
	満越城本線	幅員 9.75m、延長 1,400m	上天草市
	(満越工区)		
	本渡牛深線	幅員 7.0m、延長 700m	天草市
	(下平北工区)		
	牛深天草線	幅員 7.0m、延長 1,000m	天草市
	(春道工区)	据号 7 0 延長 C00	工芸士
	本渡牛深線 (浦河内工区)	幅員 7.0m、延長 600m	天草市
	引地本町線	幅員 7.0m、延長 1,450m	天草市
	(本町工区)		
	満越城本線	幅員 9.75m、延長 620m	上天草市
	(中工区)		
	河内上津浦線	幅員 7.0m、延長 1,644m	天草市
	(下津浦工区)		

事 業 名	事 業 内 容	市町村名
(県道続き)	松島馬場線 幅員 7.0m、延長 1,160m (大山工区)	上天草市
	都呂々宮地岳線 幅員 7.0m、延長 500m (涼松工区)	苓北町
	龍ヶ岳御所浦線 幅員 7.0m、延長 120m (浦工区)	天草市
	宮地岳本渡線 幅員 9.25m、延長 410m (辺田工区)	天草市
	(2) 橋梁補修事業 20 路線 宮原五木線外	八代市外 13 市町村
	(3) トンネル補修 29 路線 県道天瀬阿蘇線外	八代市外 13 市町村
	(4) 災害防除事業 37 路線 県道坂本人吉線外	八代市外 16 市町村
	(5) 舗装補修事業 51 路線 県道大牟田植木線外	八代市外 26 市町村
	(6) 道路施設修繕費 33 路線 県道阿蘇吉田線外	八代市外 26 市町村
農道	(1)新設・改良 3路線 3,200m 郡浦3期地区 幅員7.0m 延長1,365m 阿蘇中部3期地区 幅員7.5m 延長 809m 北牟田尾田3期地区 幅員7.0m 延長1,026m	宇城市 (旧三角町の区域) 阿蘇市 玉名市 (旧天水町の区域)

(3) 交通確保対策

地域住民の交通手段の維持・確保を図るため、次の事業を実施する。

- ●…県において実施するもの。
- ○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援 を行うもの。

事 業 名	事 業 内 容
●生活交通路線維持費補助	生活交通路線として必要なバス路線のう
事業	ち、広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等
	を図るためのバス事業者に対する補助。
○生活交通維持・活性化総合 交付金交付事業	市町村が行う生活交通維持事業や活性化事 業に要する経費に対し、県が交付金を交付。
●鉄道軌道安全輸送設備等	 鉄軌道事業者が行う安全性の向上に資する
整備事業	設備の整備等に要する経費に対する補助。
●肥薩おれんじ鉄道運行支援 対策事業	肥薩おれんじ鉄道の鉄道基盤設備維持費に 対する補助。

6 生活環境の整備

過疎地域において快適な生活環境を整備するため、次の事業を実施する。

- ●…県において実施するもの。
- ○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援 を行うもの。
- (1) 水道、生活排水処理施設及び廃棄物施設等の整備

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	世上的
事業名	事業内容
○生活基盤施設	地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の取組や老朽化
耐震化等補助金	対策、水道事業の広域化の取組等に対する補助。
(水道施設関連事業)	(国 $1/4 \sim 1/2$)
○公共浄化槽等整備	下水道や集落排水等の集合処理の対象ではない地域にお
推進事業	いて、市町村が設置主体となって浄化槽整備を行う事業に
	対し、事業費の6.5%以内の予算の範囲内において事業実施
	の翌年度に交付。
○合併処理浄化槽	みなし浄化槽及びくみ取り便所から浄化槽へ転換した場
整備促進事業	合、浄化槽を整備する者に対して浄化槽設置整備事業に加
	え、上乗せ補助を行っている市町村に対する補助。
	(県 1/2 以内)
	T 小学免集类性 小然 a 供 A 切 理 a 上 是 之) 是 之) 、 」 以 () Z .) 、
○浄化槽整備事業	下水道や集落排水等の集合処理の対象ではない地域にお
	いて、浄化槽を整備する者に対して補助を行っている市町
	村に対する補助。(国 1/3 以内、県 1/3 以内) (離 5 世域 - 国 1/2 以内 - 国 1/4 以内)
	(離島地域 国 1/2 以内、県 1/4 以内)
○農業集落排水施設	 生活排水施設整備等により、農業用用排水の水質保全と
整備後年交付金	農業用用排水施設の機能維持を図り、併せて農村環境の改
	善に寄与する事業。農業集落排水施設の整備を図るため、市
	町が行う農業集落排水施設整備に要する事業費に対し、事
	業費の 6.5%以内で予算の範囲内において事業実施の翌年
	度に交付。
○漁業集落排水事業	生活排水施設整備等により、有明海・八代海の再生をはじ
後年交付金	めとした海域環境の改善に寄与する事業。漁業集落排水施
	設の整備を図るため、市町が行う漁業集落環境整備事業に
	おける漁業集落排水施設整備に要する事業費に対し、事業
	費の 6.5%以内で予算の範囲内において事業実施の翌年度
	に交付。

(2)消防・防災施設等の整備

事 業 名	事 業 内 容
○市町村等消防施設	市町村等の消防用車両(小型動力ポンプ車、資機材搬送
整備補助	車)の整備に要する経費に対する補助。
	(補助基準額 1,500 千円の 1/3 以内)

(3) 災害に強いまちづくり

事 業 名	事 業 内 容
●防災ダム事業	清願寺地区(あさぎり町)を受益地とした、洪水被害の 未然防止や地域住民の安全を確保するため、洪水調節ダム 及びその関連施設の新設又は改修。 実施地区:清願寺地区
●ため池等整備事業	第二蓑谷地区(湯前町)等を受益地とした、農地や農業 用施設の災害の未然防止を図るため、ため池等の整備。 実施地区:第二蓑谷地区
●地すべり対策事業	浦地区(天草市)等を受益地とし、地すべり防止区域を対象として地すべり発生要因を抑止杭や水抜工等により抑制・抑止し、地すべりによる災害の発生を未然に防止。 実施地区:浦地区、陣の平地区、小田浦地区
●特定農業用管水路 等特別対策事業	砥用地区(美里町)等を受益地とし、石綿等が使用されている農業用管水路の撤去及び代替製品への更新を行い、住民等への健康被害を防止。 実施地区: 砥用地区、相良地区
●海岸保全施設整備 事業	一町田地区 (天草市) 等を受益地とした、高潮等海水による浸食の被害から背後の農地及び地域住民の生命や財産を守るための海岸保全区域内にある堤防や樋門等の整備。 実施地区: 一町田地区、天草海岸地区、天草海岸第2地区、文政第2地区

事 業 名	事 業 内 容
●湛水防除事業	大開2期地区(玉名市)などを受益地とした、農地や家屋
	等の湛水被害を未然に防止するため、排水機場等を整備。
	実施地区:大開2期地区、竜北地区

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

高齢者や児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るため、次の事業を 実施する。

- ●…県において実施するもの。
- ○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援 を行うもの。
- (1) 児童その他の保健福祉の向上及び増進

事 業 名	事 業 内 容
●少子化対策総合交付金	市町村が少子化対策として行う結婚、妊娠、出
事業	産までの支援に総合的に取り組む経費を助成。 (県 3/4 他)
●「くまもとスタイル」 子育て推進事業	行政、企業等の「よかボス」の普及促進や、A Iによる子育て支援システム「聞きなっせAIく まもとの子育て」の運用等により、社会の温かい まなざしで、誰もが結婚や子育てを支援する熊本 を創り、子育てしやすい環境を整備。
●障がい児及びその家族 への支援	療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連 携強化を通して、地域療育体制の充実を図るとと もに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害 児通所支援の整備や質の向上を図る。

(2) 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

事 業 名	事 業 内 容
●地域福祉の推進	高齢者、障がい者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域福祉を推進。
●やさしいまちづくり	高齢者や障がい者を取り巻く意識上及び制度上の物理的な障壁を取り除き、県民誰もがいきいきと暮らせるような社会を築く「やさしいまちづくり」を推進。

事 業 名	事 業 内 容
○市町村老人クラブ活動 推進事業	市町村が行う高齢者地域福祉推進事業のうち、 単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に対 する事業に要する経費を助成。 (国 1/3、県 1/3)
○介護基盤緊急整備等 事業	地域密着型介護老人福祉施設等の施設整備等を行う市町村等に対して、その施設整備費を助成。
●○施設開設準備経費助 成特別対策事業	施設の開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、高齢者施設等の整備を行う市町村、社会福祉法人等に対して、施設の開設準備に要する経費(人件費、研修費、備品費等)を助成。
●○老人福祉施設整備等 事業	老人福祉施設等の改修等を行う市町村、社会福祉法人等に対して、その施設整備費を助成。
●認知症サポーター アクティブチーム支援 事業	認知症サポーター養成率日本一を維持しつつ、認知症サポーターが活躍できる機会を増やすことで、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを推進。 (1)認知症サポーターアクティブチーム認定事業 (2)キャラバン・メイトスキルアップ事業 (3)認知症サポーター見守り体制等推進補助金 (4)認知症サポーター養成事業 (5)認知症広域 SOS ネットワーク体制構築事業
●中山間地域等における 地域包括ケアシステム 構築に向けた民間活動 促進事業	中山間地域等の高齢者の生活を支える地域資源 が乏しく、採算性・効率性の観点から新規開発が 進まない地域において、高齢者が住み慣れた家や 地域で安心して生活を継続することができるよ う、地域の実情に応じた在宅サービス拠点や生活

支援サービスの基盤づくりを支援することによ

り、本県の地域包括ケア体制づくりを推進。

事業名	事業内容
●訪問看護推進事業	2025 年に向けて増加が見込まれる在宅療養者
	に適切に対応するため、訪問看護ステーションの
	経営強化等を図り、県内全域で高度で安定した訪
	 問看護サービスを提供。
	(1)訪問看護師を新たに採用し人材育成に取り
	組む小規模なステーションに対し、一定期
	間の運営費を助成。
	(2)①経営管理、看護技術等に関する相談対応
	やアドバイザー等による現地支援、②管理
	者の管理能力や訪問看護師の技術向上を目
	的とした研修会の開催、③訪問看護ステー
	ションの課題分析等を県看護協会で一体的
	に実施。
○地域支援事業交付金 交付事業	高齢者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、以下に掲げる支援体制の構築等を一体的に推進する、市町村の地域支援事業に対する交付金。・地域における包括的な相談、支援体制・多様な主体の参画による日常生活の支援体制・在宅医療と介護の連携体制・認知症高齢者への支援体制・認知症高齢者への支援体制 コ 25/100 県 12.5/100 (総合事業) 国 38.5/100 県 19.25/100 (包括的支援、任意事業)
●障がい者支援	障がい者が自立し、地域で安心して生活できるよう、居宅介護や日中活動系サービス、グループホーム等の障害福祉サービス等の充実を図るとともに、障がい者に対する理解や地域での交流の促進を図る。

事 業 名	事 業 内 容
●障がい者福祉施設整備	障がい者福祉施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、その経費の一部を補助し、障がい者が地域で生活するため住まいの場の確保など障害福祉サービスの基盤を整備。
事業	(国 1/2、県 1/4)
○特定健康診査等実施	市町村国民健康保険が行う特定健康診査・特定保健指導の実施に要する費用について、市町村に対して補助。
事業	(国 1/3、県 1/3)
○市町村健康増進事業	市町村が実施する健康増進事業(健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査、歯周病疾患検診、骨粗しょう症検診等)に要する経費に対して補助。(国 1/3、県 1/3)

8 医療の確保

(1) へき地医療・無医地区対策

過疎地域における医療の確保を図るため、次の事業を実施する。

- ●…県において実施するもの。
- ○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援 を行うもの。
- (1) 医師の確保

事 業 内 容
地域医療に従事する医師の養成を目的とし
た自治医科大学の運営費を負担。また、へき地
医療に従事する医師の確保を図るため、同大
学を卒業した医師を一定期間へき地等の医療
機関へ派遣。
地域の医療提供体制確保に資するよう、熊
本県地域医療支援機構を運営し、熊本県医師
修学資金貸与医師をはじめとする地域医療に
従事する医師の派遣調整、キャリア形成支援
を実施。

(2) へき地医療拠点病院等

· / = =/ · ·/··· = · · · · · · · · · · ·	
事 業 名	事 業 内 容
事業名 ●在宅医療連携推進事業	事業内容 県(本庁、保健所)、市町村、医師会等が緊密に連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築。 (1)在宅医療連携体制検討協議会(県全体)及び在宅医療連携体制検討地域会議(保健所単位)の開催 (2)在宅医療レセプトデータの分析及び分析結果活用に係る支援

事 業 名	事 業 内 容
○へき地医療施設運営費補助	 へき地医療拠点病院及びへき地診療所の運営に対し、運営費の一部を国及び県が補助。 ・へき地診療所運営費補助金 国:2/3、事業者:1/3 ・へき地医療拠点病院運営費補助金 国:1/2、県:1/2 ・へき地患者輸送車運行事業費補助金 国:1/2、事業者:1/2
○へき地医療施設・設備 整備費補助	へき地医療拠点病院及びへき地診療所等の施設整備や設備整備に対し、費用の一部を国及び県が補助。 ・へき地診療所設備整備費補助金国:1/2、事業者:1/2 ・へき地医療拠点病院設備整備費補助金国:1/2、県:1/2 ・遠隔医療設備整備費補助金国:1/2、事業者:1/2

9 教育の振興

過疎地域における教育の振興を図るため、次の事業を実施する。

- ●…県において実施するもの。
- ○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援 を行うもの。

511) 000	
事 業 名	事 業 内 容
●熊本県教育情報化推進事業	 ・県立学校に対し、端末を整備。 (特別支援学校高等部除く) ・県立学校に対し、学習系ネットワーク回線を整備。 ・県内の公立小中学校における ICT 教育を進めるため、指導主事による訪問支援等を実施。
●くまもと県民カレッジ事業	熊本県生涯学習推進センターが中心となり、県内の大学等高等教育機関、県、市町村、民間カルチャーなどが連携して、県民に学習機会を総合的に提供。 くまもと県民カレッジ ・主催講座(前期・後期) ・キャンパスパレア ・パレアミュージアム ・パレアオリジナル ・連携講座
●生涯学習情報提供事業	くまもと県民カレッジ連携機関が提供する学習機会情報を、ホームページ「学びネットくまもと」及びパレアロビー等で、広く県民に提供。

10 集落の整備等

- ●…県において実施するもの。
- ○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援 を行うもの。

211 / 5 ¹ / ₀	
事 業 名	事 業 内 容
●サービス付き高齢者向け	民間事業者が中山間地域等にサービス付き
住宅供給促進事業	高齢者向け住宅を整備する場合に、その整備
	費用の一部を補助。
	補助率 新築 1/5
	改修 2/3
	補助限度額 160 万円/戸

11 地域文化の振興等

地域の歴史や文化に根差した地域づくりを推進するため、次の事業を実施する。

- ●…県において実施するもの。
- ○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援 を行うもの。

事業名	事 業 内 容
●熊本県芸術文化祭	メインとなるオープニングステージと併せて、県内各地で9月~12月に開催される文化事業(200程度)に参加いただき、県内一円で開催。一つのプログラムとして取りまとめて県内各地に広報し、県民の文化事業への参画を促す。
●子ども芸術文化祭	熊本県芸術文化祭の一環として、地域文化の継承を目的として、次世代を担う子どもたちを主体とした伝統芸能の舞台等を開催。 平成 25 年度から毎年度地域持ち回りで実施。
●伝統文化等継承対策事業	継承困難と言われている地域の現状・課題 等の調査を行い、県として今後取り組む対策 を検討・実施。
●演奏家派遣アウトリーチ 事業 (県立劇場指定管理者である (公財) 県立劇場の自主文化事業 として実施)	地域においてクラシック音楽を身近なものとするため、公共ホールや学校等にアーティストを派遣して、開催市町村と共催で演奏会や出前授業等を実施し、鑑賞機会を提供。
●アートキャラバンくまもと (県立劇場指定管理者である (公財) 県立劇場の自主文化事業 として実施)	舞台芸術に触れる機会の少ない地域住民向 けの公演やワークショップ等を実施。
●鞠智城整備事業	全国的に数少ない古代山城鞠智城跡の保存 と活用を図り、郷土の歴史に関する野外学習 の場としての機能を充実させるとともに、歴 史公園として整備。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーの利用の推進するため、次の事業を実施する。

- ●…県において実施するもの。
- ○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援 を行うもの。

事 業 名	事 業 内 容
●県民ゼロカーボン行動促	2050 年ゼロカーボンに向けた県民運動等を
進事業	展開し、省エネルギー、エネルギーシフト、再
	生可能エネルギーの利用等を推進。
●くまもと県民発電所推進	県民が出資し県内企業が実施する再エネ施
事業	設整備を「県民発電所」と認証するほか、FS
	調査補助等を実施。
●再エネ先進地創造事業等	メガソーラーや陸上風力施設の地域共生に
	向けたゾーニング等を検討。
●県有施設への再エネ導入	県南広域本部、芦北地域振興局及び球磨地域
推進事業	振興局等に再エネ設備等を導入。